

平成28年大網白里市議会第2回定例会産業建設常任委員会会議録（要旨）

日時 平成28年6月17日（金曜日）午後1時開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	委 員 長	前之園 孝 光	副委員長
石 渡 登志男	委 員	堀 本 孝 雄	委 員
倉 持 安 幸	委 員		

---

出席説明員

産業振興課長	北 山 正 憲	産業振興課副課長 兼農村整備班長	鬼 原 正 幸
産業振興課 商工観光振興室長	糸日谷 昇		
地域づくり課長	鶴 岡 一 人	地域づくり課長 副 課	岡 部 一 男

---

事務局職員出席者

議会事務局長	秋 本 勝 則	副 主 幹	石 井 繁 治
書 記	安 井 與志秀		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査

- ・議案第4号 大網白里市中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第5号 大網白里市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

第4 その他

第5 閉会

## 《概要》

1 開 会 前之園副委員長

2 委員長あいさつ 田辺委員長

3 協議事項

(1) 付託議案の審査

### ●産業振興課（職員紹介、議案第4号説明）

倉持委員 この制度で事業資金を借りた場合の金利は何%か。

北山課長 毎年、金融機関と協議し決定しておりますが、本年度4月1日からは、貸付期間3年以内は2.0%、5年以内は2.1%、7年以内は2.2%、10年以内は2.4%となっています。

倉持委員 市からの利子補給はあるのか。

北山課長 2%以内となっています。貸付期間3年以内の場合は、無利子となります。

前之園副委員長 創業5年未満の者の制度ということだが、創業5年以上の企業などが活用できる制度はあるのか。

糸日谷室長 創業して5年以上の企業などは、本制度の事業資金として運転資金や設備資金を借りることができます。

倉持委員 市内の企業・個人のみが対象となるのか。

糸日谷室長 個人の方は、市内在住の方に限ります。法人は、市内に店舗等があることが要件となります。

倉持委員 申請の際の提出資料はどのようなものがあるのか。

糸日谷室長 市への申請書の他に、納税証明書など必要資料があります。

倉持委員 決算書を提出すると思うが、何年間分必要なのか。

糸日谷室長 通常は過去3年間分の決算書が必要だと思います。

倉持委員 決算がずっと赤字の場合でも審査は通るのか。

糸日谷室長 融資の審査自体は、金融機関で行います。極端に経営が悪いと借りれない場合もあるかと思えます。

前之園副委員長 本制度の今までの実績はどうか。

糸日谷室長 平成26年は7件で合計3,430万円、平成27年は7件で合計3,150万円の融資がありました。

前之園副委員長 制度の周知をもっと図った方がいいと思います。要望です。

倉持委員 リフォーム助成事業では、この制度は使えるのか。

糸日谷室長 リフォーム助成事業は、リフォームする住民が利用する制度です。

倉持委員 商工会などを通して加盟している企業へ周知は行うのか。

糸日谷室長 今まではしていなかったが、今後は商工会へもPRをしていきたい。

倉持委員 中小企業に零細企業も含まれるのか。

糸日谷室長 含まれます。

### ●地域づくり課（職員紹介、議案第5号説明）

前之園副委員長 一般社団法人と公益社団法人の違いは何か。

岡部副課長 公益社団法人は、一般社団法人のうち公益性があるものです。

堀本委員 条例が改正され公益社団法人になると、宗教法人が何か制約されるということはないのか。

鶴岡課長 宗教法人の扱いについては、変更されることはない。

石渡委員 一般社団法人では、何か不都合があったのか。

岡部副課長 平成20年に民法の法改正があり、公益社団法人が新設され、国の指針が新たに変更されたことに伴う条例の改正です。

石渡委員 市内で宗教法人以外の法人が墓地経営をしている事例はあるのか。

岡部副課長 市内では宗教法人以外が墓地経営している事例は把握していないので、無いと思われます。

倉持委員 市内の宗教法人の数は把握しているのか。

岡部副課長 担当課では把握してない。

●とりまとめ、採決

田辺委員長 議案第4号大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論などはありませんか。

(意見なし)

田辺委員長 採決に入ります。議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

田辺委員長 賛成総員。よって、議案第4号は原案のとおり可決しました。  
続いて、議案第5号大網白里市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はありませんか。

(意見なし)

田辺委員長 採決に入ります。議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

田辺委員長 賛成総員。よって、議案第5号は原案のとおり可決しました。  
以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

4 その他

田辺委員長 なにかありますか。

(なし)

5 閉会 前之園副委員長